

改正

平成26年3月7日条例第4号

令和3年3月4日条例第20号

那須烏山市行政財産使用料条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条及び同法第228条第1項の規定に基づき、同法第238条の4第7項の規定による許可（以下「許可」という。）を受けてする行政財産の使用につき徴収する使用料に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用料の納入)

**第2条** 許可を受けて行政財産を使用する者（以下「使用者」という。）は、別に条例で定めるものを除くほか、この条例の定めるところにより使用料を納入しなければならない。

(使用料の額)

**第3条** 使用料の額は、別表に定めるところにより算定した額とする。

(加算金)

**第4条** 市長又は市の教育委員会（以下「市長等」という。）は、次に掲げる費用を使用者に負担させることが相当であると認めるときは、当該費用を前条に定める使用料に加算して徴収することができる。

- (1) 電気料金
- (2) 水道料金、下水道使用料及びガス料金
- (3) 火災保険料
- (4) 冷房及び暖房に要する経費
- (5) 清掃に要する経費
- (6) その他行政財産の維持及び管理に必要な経費

(使用料の納入方法)

**第5条** 使用者は、市長等が定める納期限までに使用料を納入しなければならない。

2 使用の期間が翌年度以降にわたる場合の使用料については、年度ごとに納入するものとする。

3 市長等は、前2項の規定により納入すべき使用料が特に多額であるときその他特別の理由があると認めるときは、分割して納入させることができる。

(使用料の減免)

**第6条** 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 国又は他の地方公共団体若しくは公共団体が公用又は公共用に供するため使用するとき。
- (2) 公共的団体又は公益的団体及びこれらに類する団体がその事務又は事業の用に供するため使用するとき。
- (3) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急用の施設として使用するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が特に必要があると認めるとき。

(使用料の不還付)

**第7条** 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その

一部又は全部を還付することができる。

- (1) 市において行政財産を公用又は公共用に供する必要が生じ、その使用の許可を取り消し、又はその使用を停止したとき。
- (2) 使用者の責めに帰することができない理由により、行政財産を使用することができないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長等が特に必要があると認めるとき。

(委任)

**第8条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

(過料)

**第9条** 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

- 2 使用料の徴収に関し職務の執行を妨げた者は、5万円以下の過料に処する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受けてする行政財産の使用につき徴収する使用料について適用し、同日前に許可を受けてした行政財産の使用につき徴収する使用料については、なお従前の例による。

**附 則**（平成26年3月7日条例第4号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**（令和3年3月4日条例第20号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(見直し)

- 2 市長は、この条例の施行後3年を目途として、この条例による改正後の別表に定める使用料の額の妥当性について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**別表**（第3条関係）

種類	使用区分	使用料の額
土地	(1) 行商、展示即売、催事等の目的のための一時的な使用	1日につき、使用する面積1㎡当たり20円を乗じて得た額
	(2) 自動販売機を設けるための使用	1箇月につき、当該月の売上金額に100分の5以上で市長等が別に定める率を乗じて得た額
	(3) 道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項各号に掲げる工作物、物件又は施設を設けるための使用	那須烏山市道路占用料徴収条例（平成17年10月那須烏山市条例第126号）別表に定める単位及び金額に準じて算定した額
	(4) 公共工事の施工のための使用	1日につき、使用する面積1㎡当たり近傍

		類似の土地の1㎡当たりの固定資産税相当額（当該土地の1㎡当たりの課税標準額に100分の1.4を乗じて得た額をいう。）をその年の日数で除して得た額
	(5) 前各号に掲げる目的以外の目的のための使用	1箇月につき、使用する面積1㎡当たり200円を乗じて得た額
建物	(1) ロビー、廊下等における行商、展示即売、催事等の目的のための一時的な使用	1日につき、使用する面積1㎡当たり40円を乗じて得た額
	(2) 会議室等における講演、会議等の目的のための一時的な使用	4時間以内の使用 500円 4時間を超える使用 1,000円
	(3) 自動販売機を設けるための使用	1箇月につき、当該月の売上金額に100分の
	(4) 行政財産である施設を利用する者のための食堂、売店その他の厚生施設を営むための使用	5以上で市長等が別に定める率を乗じて得た額
	(5) 事務所、事業所、倉庫等としての使用	1箇月につき、使用する面積1㎡当たり200円を乗じて得た額
	(6) 前各号に掲げる目的以外の目的のための使用	1箇月につき、使用する面積1㎡当たり400円を乗じて得た額
その他	(1) 広告その他これに類するものを掲載するための建物の壁面等の使用	掲載する広告その他これに類するものの規格に応じて市長等が別に定める額
	(2) 建物以外の工作物の使用	当該工作物の種類に応じて市長等が別に定める額
	(3) その他の動産の使用	当該動産の推定再取得価格、耐用年数等を考慮して市長等が別に定める額

備考

- 1 使用面積が1㎡未満であるとき、又は使用面積に1㎡未満の端数があるときは、1㎡として計算する。
- 2 使用料が時間で定められている場合において、使用時間が1時間未満であるときはこれを切り捨てて計算し、使用料が日額で定められている場合において、使用時間が1時間未満であるときはこれを切り捨て、使用時間が1時間以上1日未満であるとき、又は使用時間に1日未満の端数があるときは1日として計算する。
- 3 使用料が年額で定められている場合において、使用期間が1年未満であるとき、又は使用期間に1年未満の端数があるときは月割によって計算し、なお、1箇月未満の端数があるときは1箇月として計算し、使用料が月額で定められている場合において、使用期間が1箇月未満であるとき、又は使用期間に1箇月未満の端数があるときは1箇月として計算する。
- 4 土地に係る使用期間が1箇月に満たないとき、駐車場その他の施設の利用に伴って土地を使用するとき、及び建物を使用するときの使用料の額は、この表及び前3項の規定により算出した額にその額に対する消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により算出した消費税の額と地

方税法（昭和25年法律第226号）の規定により算出した地方消費税の額とを合算した額を加えた額とする。

5 この表及び前各項の規定により算定した使用料の額に、1円未満の端数があるときはこれを切り捨て、その全額が100円未満であるときはこれを100円として計算する。

6 この表及び前各項の規定により算定することが適当でない、又は困難であると認められる使用料については、別に定めることができる。

一部改正〔平成26年条例4号・令和3年20号〕